法規的告示

○海上保安庁告示第一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定に基づき、古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示を次のように定め、令和八年一月三十日から施行する。

令和八年一月五日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示

古山船舶通航信号所に関する告示（平成十五年海上保安庁告示第百八十六号）は、廃止する。

その他告示

○総務省告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月五日

総務大臣　林　芳正

一　名称	令和七年度地対艦誘導弾年次射撃（国外）参加部隊
二　国外派遣期間	令和八年一月六日から令和八年三月五日まで
三　派遣人数（概数）	百五十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国カリフォルニア州

○法務省告示第一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月五日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属

朝日　貴浩

○財務省告示第一号

関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から適用する。

令和八年一月五日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。
［一～二十一　略］	［一～二十一　略］
［号を削る。］	［号を削る。］
二十二　［略］	二十二　［略］
二十三　［略］	二十三　［略］
二十四　［略］	二十四　［略］
二十五　［略］	二十五　［略］
二十六　［略］	二十六　［略］
二十七　［略］	二十七　［略］
二十八　［略］	二十八　［略］
二十九　［略］	二十九　［略］
三十　［略］	三十　［略］
三十一　［略］	三十一　［略］
三十二　［略］	三十二　［略］
三十三　［略］	三十三　［略］
三十四　［略］	三十四　［略］
三十五　［略］	三十五　［略］
三十六　［略］	三十六　［略］
三十七　［略］	三十七　［略］
三十八　［略］	三十八　［略］
三十九　［略］	三十九　［略］
四十　［略］	四十　［略］
	四十一　［略］

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

［一～二十一　同上］	
二十二　大阪税関国際博覧会出張所	
二十三　［同上］	
二十四　［同上］	
二十五　［同上］	
二十六　［同上］	
二十七　［同上］	
二十八　［同上］	
二十九　［同上］	
三十　［同上］	
三十一　［同上］	
三十二　［同上］	
三十三　［同上］	
三十四　［同上］	
三十五　［同上］	
三十六　［同上］	
三十七　［同上］	
三十八　［同上］	
三十九　［同上］	
四十　［同上］	
四十一　［同上］	

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和